

大分県自然海浜保全地区条例
昭和五十五年十月一日
大分県条例第三十三号

大分県自然海浜保全地区条例をここに公布する。
大分県自然海浜保全地区条例

(目的)

第一条 この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第十二条の七及び第十二条の八の規定に基づき、自然海浜保全地区の指定、自然海浜保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海浜の保全及び適正な利用を図り、もつて県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(平一一条例三六・一部改正)

(県等の責務)

第二条 県、市町村、事業者及び自然海浜保全地区の利用者は、それぞれの立場において、自然海浜保全地区の保全及び適正な利用が図られるように努めなければならない。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第三条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、県土の開発及び保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(自然海浜保全地区の指定)

第四条 知事は、瀬戸内海(瀬戸内海環境保全特別措置法第二条第一項に規定する瀬戸内海をいう。)の海浜地及びこれに面する海面のうち、次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。

一 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの

二 海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたつてその利用が行われることが適当であると認められるもの

2 次に掲げる区域については、自然海浜保全地区を指定しないものとする。

一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項又は第二十五条の二第二項の規定により指定された保安林(同法第二十五条第一項第十号及び第十一号に掲げる目的に係る保安林に限る。ただし、同法第二十五条の二第二項後段において準用する同法第二十五条第二項の規定により指定されたものを除く。)の区域

二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園の区域

三 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第二条第一号に規定する自然公園の区域

四 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第一項に規定する河川区域及び同法第五十六条第一項に規定する河川予定地の区域

五 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設(公園又

は緑地に限る。)の区域及び同法第八条第一項第七号に規定する風致地区の区域

六 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項に規定する厚生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項に規定する自然環境保全地域及び大分県自然環境保全条例(昭和四十七年大分県条例第三十八号)第二条第一項に規定する県自然環境保全地域の区域

七 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区の区域

八 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項に規定する特別保護地区の区域

3 知事は、自然海浜保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び大分県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、自然海浜保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による告示があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、自然海浜保全地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 自然海浜保全地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

8 市町村の長は、当該市町村の区域において自然海浜保全地区として指定することが適当であると認められる区域があるときは、知事に対し、その旨を申し出ることができる。

9 第三項及び第六項から前項までの規定は自然海浜保全地区の指定の解除及びその区域の変更について、第四項及び第五項の規定は自然海浜保全地区の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(平一一条例三六・平一五条例一六・平一八条例一八・平二〇条例九・一部改正)

(周知のための措置)

第五条 知事は、自然海浜保全地区を指定したときは、その地区内に自然海浜保全地区である旨を表示した標識を設置する等周知のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(行為の届出)

第六条 自然海浜保全地区内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 土地(海底を含む。)の形質を変更すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四 前三号に掲げるもののほか、自然海浜保全地区の保全及び適正な利用に支障を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

- 2 前項の規定による届出は、同項各号に掲げる行為をしようとする日の二十日前までにしなければならない。
- 3 国、地方公共団体その他規則で定める法人が行う行為については、第一項の規定による届出を要しない。この場合において、その行為をしようとする者は、同項の規定による届出の例により、あらかじめ、知事に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による届出又は前項の規定による通知が必要な行為で次に掲げる許可等を要するものについては、知事に対し当該許可、免許、認可若しくは承認の申請、届出、通知又は協議があつたときは、第一項の規定による届出又は前項の規定による通知があつたものとみなす。
 - 一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定による免許、同法第十三条ノ二(同法第四十二条第三項ただし書前段の規定において準用する場合を含む。)の規定による許可及び同法第四十二条第一項の規定による承認
 - 二 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第六項の規定による許可
 - 三 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による許可及び同条第四項の規定による協議
 - 四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定による許可、同法第三十八条の二第一項若しくは第四項又は第五十六条の三第一項の規定による届出、同法第三十八条の二第九項又は第五十六条の三第三項の規定による通知及び同法第三十七条第三項(同法第五十六条第三項の規定において準用する場合を含む。)の規定による協議
 - 五 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条又は第三十三条の五の規定による認可
 - 六 森林法第十条の二第一項又は第三十四条第二項(同法第四十四条の規定において準用する場合を含む。)の規定による許可
 - 七 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可及び同法第十条第二項の規定による協議
 - 八 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条又は第二十条第一項の規定による認可
 - 九 前各号に掲げるもののほか、第一項各号に掲げる行為に係る法令の規定に基づく許可、免許、認可、承認、届出、通知又は協議で規則で定めるもの
- 5 次の各号に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は、適用しない。
 - 一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は災害復旧のために必要とする行為
 - 二 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する工事に係る行為
 - 三 港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良に関する港湾工事に係る行為、都市計画法第十一条第一項に規定する都市施設(同項第二号に掲げるものに限る。)の整備に関する都市計画事業の施行に係る行為その他自然海浜保全地区の保全及び適正な利用に資する行為で規則で定めるもの
 - 四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち自然海浜保全地区の保全及び適正な利用に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

五 自然海浜保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際、当該区域内において既に着手していた行為

(平一五条例一六・平二〇条例九・一部改正)

(勧告等)

第七条 知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、自然海浜保全地区の保全及び適正な利用のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 知事は、前条第三項の規定による通知があつた場合において、自然海浜保全地区の保全及び適正な利用のために必要があると認めるときは、その通知をした者に対し、意見を述べるることができる。

(勧告に基づき講じた措置の報告)

第八条 知事は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(清潔の保持)

第九条 県及び市町村は、自然海浜保全地区内の海水浴場、遊歩道その他の公共の場所について、当該公共の場所の管理者と協力して、その清潔を保持するよう努めるものとする。

2 何人も、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置する等自然海浜保全地区を汚す行為をしてはならない。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十一条 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年条例第三六号)抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一六号)

この条例中第六条第四項第三号の改正規定は公布の日から、第四条第二項の改正規定は平

成十五年四月十六日から施行する。

附 則(平成一八年条例第一八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第九号)

この条例は、公布の日から施行する。